

戦略検討委員会会則

(名称)

第1条 本会は、全日本早起野球協会戦略検討委員会という。

(構成)

第2条 本会は、全日本早起野球協会(以下「協会」という)の役員により構成する。

(目的)

第3条 本会は、協会の諮問機関として様々な問題点を検討し、改善改革を模索提案し協会の発展に寄与する事を目的とする。

(委員の選出)

第4条 本会の委員は、会長、理事長、専務理事、審判委員長、各ブロック会長とする。
尚、各ブロック会長については代行も可とする。

(委員)

第5条 本会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(委員の招集)

第7条 本委員会は委員長が招集する。

(会議)

第8条 本会の会議は委員長が議長となる。

(議決)

第9条 本会の議決は全会一致を原則とするも、採決による議決を行う事もある。

(委員会の任務)

第10条 本会は早起野球を始めとし、軟式野球の普及推進を諮る機関であり決議事項は協会に上申する。

(補則)

第11条 この会則に定めなきものは、必要に応じ委員会に於いて決議決定する。

附則 この会則は平成17年4月1日 制定

平成19年1月20日一部改正し、同日より施行する。